# 高圧ガス保安法規集 第16次改訂版 (平成29年1月5日発行)

# 追補改訂版

※改正箇所等は、以下の方法で示しました。 次のように改正等されましたので、該当箇所についてご修正ください。

・傍線部分は、追加もしくは修正箇所となります。

・網掛け部分( )は、削除箇所となります。

改正 平成二十八年十月二十八日 政令第三百四十号「高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令」

改正 平成二十八年十一月一日 省令第百五号「容器保安規則等の一部を改正する省令」

○一般高圧ガス保安規則……3

○高圧ガス保安法施行令……Ⅰ

○液化石油ガス保安規則……23

○コンビナート等保安規則……24

○容器保安規則……42

改正 平成二十八年十一月一日 告示第二百六十九号「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する 技術基準の細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正する告示」

○高圧ガス保安法施行令関係告示……44

○製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示……51

# 高圧ガス保安法施行令

### (一一七頁 改正)

#### (適用除外)

#### 2 (略)

第二条 (略)

- 一~三(略)
  一~三(略)
- | あるフルオロカーボン(不活性のものに限る。) |四|| 冷凍能力が三トン以上五トン未満の冷凍設備内における高圧ガスで
- | A | 液化ブロムメチルの製造のための設備外における当該ガス|
- 二ルを除く。) ニルを除く。)
- 経済産業大臣が定めるものあって、温度三十五度において圧力五メガパスカル以下のもののうち、又は充てん機能を有するものを含む。)内におけるフルオロカーボンでフルオロカーボン回収装置(回収したフルオロカーボンの浄化機能
- 圧力〇・六メガパスカル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるも分の十五以下が液化ガスの質量であり、かつ、温度三十五度において液化ガスと液化ガス以外の液体との混合液であって、その質量の百

## て(烙)のにおける当該ガス

ガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。)九 第一項に規定する設備内における高圧ガスであって、当該設備内の

の(第一号から第四号まで及び第六号から前号までに掲げるものを除が○・一五立方メートル以下のもののうち、経済産業大臣が定めるも

## (一一七頁 改正)

<u><</u> ژ

# (政令で定めるガスの種類等)

#### 第三条 (略)

二 第一種ガス及びそれ以外のガス	ー ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプは空気(以下「第一種ガス」という。)又焼性の基準に適合するものに限る。)又焼性の基準に適合するものに限る。)又	ガスの種類
ロ立方メートルを超え三百立方メートル 百立方メートルを超え三百立方メートル	三百立方メートル	値

## (二二〇頁 改正)

(完成検査等に係る認定の有効期間)

制を有すると経済産業大臣が認める場合は、七年とする。

「方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体方法を用いるために必要な経済産業省令で定める技術的能力及び実施体方法を用いるために必要な経済産業省令で定める期間は、五年とする。たり、法第二十九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。たり、法第三十九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。たり、法第二十九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。たり、

# (一二八頁 改正文の次に追加)

# **附 則**[平成二八年十月二八日政令第三四〇号]

#### (方行其)上/

十条の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。 第一条 この政令は、平成二十八年十一月一日から施行する。ただし、第

#### **延過措置**)

2 この政令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の規定において「法」という。)第五条第一項又は第十四条第一項の規定をおいて「特定ガス」という。)の容積が一日百立方メートル未満である高圧ガスの製造をする設正後の高圧ガス保安法施行令第三条の表第一号に規定する第一種ガスに該当するもの(以下この項において「特定ガス」という。)の容積が一日百立方メートル以上三百立方メートル未満である高圧ガスの製造をする設価を使用して特定ガスの製造をする者に限る。)は、この政令の施行の時において、それぞれ法第五条第する者に限る。)は、この政令の施行の時において、それぞれ法第五条第する者に限る。)は、この政令の施行の際現に高圧ガス保安法(以下この条及び次条に第二条 この政令の施行の際現に高圧ガス保安法(以下この条及び次条に第二条 この政令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の計可を受けておいて「法」という。)

備に係るものに限る。次項において同じ。)を受けている者が当該許可を3 この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可(第一項に規定する設第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

は、この政令の施行の時において、それぞれ法第五条第二項第一号又はよる許可の申請 (前項に規定する設備に係るものに限る。) をしている者

て、同項の許可を受けたものとみなす。 条第一項の第一種貯蔵所に該当するものは、この政令の施行の時におい受けたところに従って高圧ガスを貯蔵している貯蔵所であって法第十六

第三条 この政令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第四項施行の時において、それぞれ法第十七条の二第一項又は第十九条第四項施行の時において、それぞれ法第十七条の二第一項又は第十九条第四項施行の時において、それぞれ法第十六条第一項の政令で定めるガスの種第三条 この政令の施行により法第十六条第一項の政令で定めるガスの種第三条 この政令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の

2 この政令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第四項の規定による届出をしたものとみなす。 じょる許可の申請(この政令の施行により法第十六条第一項の政令で定めるガスの種類ごとに同項の政令で定める値未満の高圧ガスを貯蔵する けっぱい この政令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の規定 この政令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の規定

# (罰則の適用に関する経過措置

お従前の例による。 当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な第四条 この政令(附則第一条ただし書に規定する改正規定については、

# 般高圧ガス保安規則

## (一七一頁 改正)

#### (用語の定義)

第二条 (略)

四zeを除く。 オロオレフィン千二百三十四Yf及びフルオロオレフィン千二百三十 化水素及びその他のガスであつて次のイ又は口に該当するもの(フル モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫 ロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、 トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プ ロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、 ルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプ アミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロ トアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチル 可燃性ガス(アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセ

二 毒性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシ 四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチ 化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、 五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ化窒素、三フッ ン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプレン、 ルアミン、二硫化炭素、ふつ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、

> 第三百三号) 第二条第一項に規定する毒物 素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律 ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水

四の二、特定不活性ガス、不活性ガスのうち、 ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン(可燃性ガスを除く。) 不活性ガスへリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、 次に掲げるもの

フルオロオレフィン千二百三十四yf

ブルオロオレフィン千二百三十四ze

# ハーフルオロカーボン三十二

### 五~十七 (略)

十八 処理能力 処理設備又は減圧設備の処理容積(圧縮、液化その他 分に応じ、それぞれ当該イからリまでに掲げるところにより得られた じ。)であつて、次のイからリまでに掲げる処理設備又は減圧設備の区 パスカルの状態に換算したものをいう。以下同じ。)をいう。以下同 の方法で一日に処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零

#### イ~チ (略)

リー水電解水素発生昇圧装置(水の電気分解により水素及び酸素を発 生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置をいう。以下

備考 これらの式において、 $Q_1$ 、 $W_1$ 、 $Q_2$ 、 $W_2$ 、 $Q_3$ 、 $Q_4$ 、 $Q_4$ 、 $Q_4$ 、 $Q_5$ 、 $Q_5$   $Q_5$   $Q_5$   $Q_6$   $Q_7$   $Q_7$   $Q_8$   $Q_9$   $Q_9$  Q同じ。)  $Q_{17} = W_{17} \times 24$ 

Q<sub>17</sub>Q<sub>1</sub> 水電解水 水電解水素発生昇圧装置の処理能力の数値(単位 立方メートル毎

 $W_{17}$ 能力は、水電解水素発生昇圧装置の性能曲線における最大稼働した場 合の水素製造量の値とする。) (単位 立方メートル毎時) 水電解水素発生昇圧装置の能力の数値(水電解水素発生昇圧装置の

十九~二十六 (略)

2 (略)

### (一八一頁 改正)

(第一種製造者に係る技術上の基準)

第五条 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第 に定めるところによる。 二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第八条の二まで

(定置式製造設備に係る技術上の基準

#### 第六条 (略)

#### ·二 (略)

漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措 動防止措置」という。) 若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが 該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置(以下「流 のものを除く。以下この号において同じ。)を取り扱う施設に対し八メ 活性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該製造設備内 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備(可燃性ガス又は特定不 -トル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当

置を講ずること。

#### 四・五 (略)

六 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特定不 を講ずること。 活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置

#### 七・八 (略)

九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガ スが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

### 十~十九 (略)

二十 前号の規定により設けた安全装置(不活性ガス(特定不活性ガス あること。 放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置で うち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、 条の三第二項第十一号及び第八条の二第一項第四号において同じ。)の を除く。) 又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。以下第七

#### 二十一 (略)

二十二 液化ガスの貯槽には、液面計(不活性ガス(特定不活性ガスを 二十三 特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、 素(以下「五フッ化ヒ素等」という。)の製造設備(当該ガスが通る部 三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄若しくは四フッ化ケイ の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置を講ずること。 のに限る。)とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計 めの措置を講じ、貯槽(可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスのも 面計以外の液面計に限る。)を設けること。この場合において、ガラス 除く。)又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液 液面計を使用するときは、当該ガラス液面計にはその破損を防止するた

## 一十四~三十 (略)

かつ、警報するための設備を設けること。るガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、るガスが滞留するおそれのある場所に、当該製造施設から漏えいす三十一 可燃性ガス、毒性ガス(経済産業大臣が告示で定めるものに限

に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。 三十八 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備には、当該製造設備

二十二~三十七 (略)

消火設備を適切な箇所に設けること。 三十九の二 特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、適切な

## 四十・四十一 (略)

四十二(略)

#### コ〜ホ (略

したとき滞留しないような構造とすること。 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えい

#### .〜リ (略

ヌ 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場

承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮

には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

四十三 (略)

一(略)

#### 二 (略)

ヌ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十 イ~リ という。)であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経 同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器(以下単に 用容器(以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。)又は 過したもの「容器保安規則第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス る液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定す 定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定す 第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互 自動車燃料装置用容器(以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用 際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下「一般複合容器等」 る圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則 容器」という。)、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置 (平成二十八年経済産業省令第八十二号)第二条第三号に規定する国 「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。) にあつては、同令 二号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器(以下単に - 圧縮水素運送自動車用容器」という。) にあつては、同令第八条第 に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規 一号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号 項第十号の充塡可能期限年月日を経過したもの、同令第二条第十

年を経過したもの)には、高圧ガスを充塡しないこと。 で行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五 車燃料装置用容器」)にあつては、これを製造した月(その製造過程 水素自動車燃料装置用容器(以下単に「国際相互承認圧縮水素自動

ル (略)

五(略) 三・四 (略)

(略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修 理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハ〜ホ (略)

八 (略) 六・七 (略)

略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充塡容器等は、 それぞれ区分して容器置場に置くこと。

は、この限りでない。 を除く。)の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、か は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合 つ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又 容器置場(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気のもの

ホ~チ (略)

(一九三頁 改正)

第七条 (略)

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

2 (略)

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、 一・二 (略) かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措

四~二十一 (略)

置を講じてあること。

3 (略)

(一九五頁 改正)

(液化天然ガススタンドに係る技術上の基準)

第七条の二(略) 一~三 (略)

四 (略)

(略)

ロ 貯槽には、二重殼真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガス の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

ハ (略)

(イ) (略)

(ロ) 貯槽室には、防水措置を施すこと。

(ハ) 貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止で きる換気能力を有する換気設備を設けること。

二 (略)

五~二十 (略)

#### (略)

#### (一九七頁 改正)

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

## 第七条の三(略)

第四十二号までの基準に適合すること。 四号から第二十七号まで、第三十号、第三十二号及び第三十八号から 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第二十二号まで、第二十

の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を めの措置を講じてあること。 有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するた

の三|地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施す

の四 地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱 ないような措置を講ずること。 式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇し

### 一~十三 (略)

蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。 器又は圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号及び第十 該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い 付けられる配管に接続されるものに限る。)で接続される場合には、当 五号において同じ。)が配管 (圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り 六号並びに次項第三十号及び第三十四号並びに第十二条の二第二項第 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧

> 場所又は第一号で準用する第六条第一項第四十二号に規定する当該ガ 該水電解水素発生昇圧装置には、 障壁を設けること。 上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の スの充塡容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以 水電解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、 爆発、 漏えい、 損傷等を防止するた

十六 圧縮機と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充塡する

2 (略)

めの措置を講ずること。

第三十二号、第三十八号及び第四十一号並びに前項第一号の二から第 九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、 第六条第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第十 一号の四まで及び第十七号の基準に適合すること。

の二~十の三(略)

置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。 破裂板及び第十号又は第十号の二の規定により設けた圧力リリーフ弁 又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。)のうち安全弁又は には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位 | 第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置(不活性ガス

十一の二~二十九の二(略)

三十 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスペン サーとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とデ より有効に保護されている場合は、この限りでない。 ィスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造に

三十一~三十七 (略)

(略)

3

## (二〇三頁 改正)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

#### 第八条 (略)

一~三 (略)

五 (略) 四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設に は、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

#### 2 (略)

一 (略)

イ~へ (略)

ト 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備を使用して高圧ガスを じてすること。 充塡するときは、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講

チ~リ (略)

3 · 4 (略) 二 (略)

## 第八条の二(略)

2 (略)

(二〇六頁 改正)

(移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準

一 (略)

二 (略)

イ・ロ (略)

2 (略)

二 (略)

(二〇八頁 改正)

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準)

### 第十二条(略)

すること。 号、第三十三号及び第三十五号から第三十九号の二までの基準に適合 項第一号、第三号、第六号、第九号から第十三号まで、第十六号、第 製造設備が定置式製造設備である製造施設にあつては、第六条第一 十九号、第二十号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第三十一

製造設備(可燃性ガスが通る部分に限る。以下このハにおいて同

気を消すための措置が講じられていることを確認すること。 く。)が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつ の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除 ス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては八メートル、製造設備 圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の可燃性ガ を除く。) を取り扱う施設に対し第二種設備距離 (製造設備の常用の じ。)は、その外面から火気(当該移動式圧縮水素スタンド内のもの ては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当 該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火

へ 第一種製造者の事業所内又はあらかじめ都道府県知事に届け出た 場所で充塡すること。

三~五 (略)

## (二〇九頁 改正)

ドにより製造する者に係る技術上の基準)
(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタン

## 第十二条の二(略)

二~四(蛤

は、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置にみの圧力を上昇する装置(以下「水電解水素発生昇圧装置」という。) 水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生した水素の

~ (略

は、この限りでない。立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零

一 高圧ガス設備(次号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し八メートル(常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部メートル(常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合は、この限りでない。

三・四 (略)

五 圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号において同じ。) 五 圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号において同じ。)

六·七 (略)

3 (略)

(二二三頁 改正)

(その他製造に係る技術上の基準)

第十三条 (略)

一 (略)

イ・ロ (略)

自動車用エアバッグガス発生器(不活性ガス若しくは空気を封入

したもの又は亜酸化窒素と不活性ガス若しくは空気との混合ガスで

(二二四頁

あつて、毒性ガスでないものを封入したものに限る。

二·三 (略)

### (二二三頁 改正)

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの 上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の ものを除く。) の取替え (第六条第一項第十三号の規定により製造する ことが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安 高圧ガス設備(特定設備及びじよ限量百万分の一未満のガスが通る

一 ガス設備(高圧ガス設備及びじよ限量百万分の一未満のガスが通る

### 三~五 (略) ものを除く。)の変更の工事

百万分の一未満のガスが通るものを除く。) の管台 (当該特定設備の 特定設備(設計圧力が三十メガパスカル以上のもの及びじよ限量

第二十九条ただし書に該当する場合に限る。) る母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則 であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられ 胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。)の取替えの工事

#### 略)

2 (略)

第十八条(略)

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

#### (略)

(略)

ハ (略) に使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。 係る流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ち 引火性若しくは発火性の物との間に当該貯槽から漏えいしたガスに 引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯槽と火気若しくは く。)の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、 貯槽(不活性ガス(特定不活性ガスを除く。)及び空気のものを除

#### 二 (略)

(イ) (略)

(ロ) 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の貯槽の修 理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

## (ハ)~(ホ) (略)

ホ~ト (略)

#### 二 (略)

(略)

口 ハ~ホ (略) 貯蔵する場合には、同号ロ及び二の基準に適合することを要しない。 及び第二種貯蔵所以外の場所で充塡容器等により特定不活性ガスを 第六条第二項第八号の基準に適合すること。ただし、第一種貯蔵所

へ 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月

#### 10

を経過したもの)を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。 行われた耐圧試験に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年 車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月(その製造過程で 号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動 経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同 つては、容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月日を 圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあ から十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、

#### 三 略)

## 第二十八条 (略)

一 貯蔵する高圧ガスのガス(その原料となるガスを含み、高圧ガスを 除く。)が通る部分(じよ限量百万分の一未満のガスが通る部分を除 り製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したも に限る。)の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの の又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替え ガスが通る部分を除く。) の取替え (第六条第一項第十三号の規定によ

三 貯蔵する高圧ガスのガス (その原料となるガスを含む。) が通る部分 以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事 く。)の変更の工事

2 (略)

(二二七頁 改正)

(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等

貯蔵する高圧ガスが通る部分(貯槽及びじよ限量百万分の一未満の

(二三頁 改正)

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)

## 第四十九条 (略)

一・二 (略)

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から 期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容 素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、 十五年を経過したもの(圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水 容器保安規則第八条第一項第十号の充塡可能期限年月日を経過したも 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能

(二三) 改正

(検査を要しない輸入高圧ガス)

## 第四十六条 (略)

2 (略)

(略) てあること。 毒性ガス以外のガスであつて経済産業大臣が定めるものが封入し

ロ 作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であ

ハ・ニ (略)

ること。

二~四 (略)

五 航空法(昭和二十七年法律第二百二十一号)第十条の規定に適合す

る容器内における高圧ガスを輸入する場合

高圧ガスの移動に使用しないこと。 に合格した月をいう。)の前月から起算して十五年を経過したもの)を器にあつては、これを製造した月 (その製造過程で行われた耐圧試験

#### 四~十 (略)

しないこと。 素充塡容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用素充塡容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用十一 液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸

## 十二・十三 (略)

及び工具等を携行すること。ときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材十四(可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動する

## 十五~二十 (略)

させ、これを遵守させること。 移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止の二十一 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを二十一 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを

#### 二十二 (略)

### (二二六頁 改正)

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

### 第五十条 (略)

積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットルリットル以下である充塡容器等(毒性ガスに係るものを除く。)のみを一 充塡容器等を車両に積載して移動するとき(容器の内容積が二十五

の限りでない。 ること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、こ以下である場合を除く。)は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げ

#### (略)

三 一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から三 一般複合容器等であつて当該容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器以は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験器にあつては、これを製造した月(その製造過程で行われた耐圧試験器にあつては、これを製造した月をいう。の前月から起算して十五年を経過したもの)をに合格した月をいう。の前月から起算して十五年を経過したもの)をに合格した月をいう。の前月から起算して十五年を経過したもの)を高圧ガスの移動に使用しないこと。

#### 四~七(略)

八 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等へ 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化以下である場であつて、当該積載で器の内容積の合計が五十リットル以下である場であつて、当該積載で器の内容積の合計が五十リットル以下である場であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場であっては、この限りでない。

#### · 十 (略)

他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量きは、当該充塡容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件十一 充塡容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車すると

計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。のを除く。)のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合の内容積が二十五リットル以下である充塡容器等(毒性ガスに係るもの内容積が二十五リットル以下である充塡容器等(毒性ガスに係るも

#### -- (略)

十三 前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき (当該中国) 前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき (当該で器の内容積の合計が五十リットル以下である売塡容器等(毒が貼付されているものに限る。) のみを積載した車両であつて、当該積が貼付されているものに限る。) のみを積載した車両であつて、当該積率器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、こ載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、こ載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、これが開発している場合に関係している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している。

### (二三九頁 改正)

(特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準)

準は、次の各号に掲げるものとする。 第五十五条 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基

#### ~十六 (略)

十七 特殊高圧ガスの消費設備は、その内部のガスを不活性ガス (特定不活性ガスを除く。以下この号、第二十一号及び次項第四号においての流体 (当該一の種類の特殊高圧ガスと相互に反応することにより災の流体 (当該一の種類の特殊高圧ガスと相互に反応することにより災の流体 (当該一の種類の特殊高圧ガスと相互に反応することにより災の流体 (当該一の種類の特殊高圧がスと相互に反応することにより災の流体 (当該一の種類の特殊高圧がスを供給する配管と系統を別にすること。

## 十八~三十(略)

2 (略)

## (二三三頁 改正)

(特定高圧ガスの消費者に係る軽微な変更の工事)

## 第五十七条 (略)

事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の工とが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上とが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上貯蔵設備等(貯槽及びじよ限量が百万分の一未満のガスが通る部分

部分を除く。)の変更の工事 一 消費設備(貯蔵設備等及びじよ限量が百万分の一未満のガスが通る

三・四 (略)

## (二三五頁 改正)

(廃棄に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定)

ス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素とする。 第六十一条 法第二十五条の経済産業省令で定める高圧ガスは、可燃性ガ

(廃棄に係る技術上の基準

## 第六十二条 (略)

#### 一 (略)

二 可燃性ガス又は特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は

出すること。出すること。

#### 三 (略

五~八 (略) するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じてすること。 するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じてすること。

### (三四六頁 改正)

(販売主任者の選任等)

#### 2 (略)

第七十二条 (略)

アセチレン、水素及びメタンの販売所	化ケイ素、水素及びメタンの販売所と、シアン化水素、四フッ化・コフッ化リッ化窒素、三フッ化・ウ素、三フッ化リッ化・コッ化・ステン化水素、四フッ化・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン・ステン	モノゲルマン及びモノシランの販売所来、エフッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、水フルでは、四フッ化ケイ素、ジボラン、水の水では、ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・	販売所の区分	ĺ
塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びアセチレン、油ガス、エタン、エチレン、	硫化水素 でリメチルアミン、モノメチルアミン及び が化水素、一般ガス、 でリスチルアミン、モノメチルアミン及び でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。 でした。	水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン	ガスの種類	

	メチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フ	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ
ッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リ	化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、
ン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販	ン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販   三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケ
売所	イ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素(スクーバダイビング呼吸用のガスで	酸素
あつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量	
の四十パーセント未満のものを除く。)の	
販売所	

## (二四九頁 改正)

(保安検査の方法)

## 第八十二条(略)

#### 2 (略)

一・二 (略)

### (二五九頁 改正)

### (燃焼性の基準)

第百一条 令第三条表第一号上欄の経済産業省令で定める燃焼性の基準 次の各号のいずれかに該当することとする。

次のイ及び口のいずれにも該当しないこと。

爆発限界の下限が十パーセント以下のもの

爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの

一 ガスと着火源との接触を維持しない限り火炎が認められないこと。

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)

第百二条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとお りとする。

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値(単位立方メー

S 当該事業所における令第三条表第一号で規定する第一種ガスに係 る圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(単 ル未満であるもの 位立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三百立方メート

(第一種貯蔵所に係る貯蔵容積の算定方法

第百三条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとお

りとする。

略)

N 令第五条表第三号下欄の経済産業省令で定める値(単位立方メー この式において、N及びMは、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 備に貯蔵することができるガスの容積(単位立方メートル)であつ て、零立方メートルを超え三千立方メートル未満であるもの 当該貯蔵所における令第五条表第一号の第一種ガスに係る貯蔵設

## (二六〇頁 改正)

(条例等に係る適用除外)

### 第百四条(略)

# (二七九頁 改正文の次に追加)

附 省令第百五号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」\*則〔平成二八年十一月一日省令第百五号〕抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第三条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許 可を受けている者又は許可の申請をしている者(この省令による改正前 正一般則」という。)第二条第一項第二号に規定する毒性ガス又はこの省 ガスであつて、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則(以下「改 の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外の

から一年間は、なお従前の例によることができる。 一項並びに第八十二条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日の別第六条第一項及び第二項、第八条第一項及び第二項、第三十五条第いう。)の製造施設の設備を設置するものに限る。)については、改正一以外のガスに該当するもの(以下「一般則に規定する特定毒性ガス」と其性ガスであつて、改正一般則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス令による改正前の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第二号に規定する

- 2 この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出を2 この省令の施行の例によることができる。
- 日から一年間は、なお従前の例によることができる。 ついては、改正一般則第十八条の規定にかかわらず、この省令の施行のに従つて一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵しているものを除く。)に る (法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところる者 (法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところ
- 行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。十三条第一項及び第三十五条第二項の規定にかかわらず、この省令の施ガスを貯蔵するものに限る。)については、改正一般則第二十二条、第二ガスを貯蔵するものに限る。)については、改正一般則第二十二条、第二元の省令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の許可
- 省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。に限る。)については、改正一般則第二十六条の規定にかかわらず、この届出をしている貯蔵所(一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵するもの5 この省令の施行の際現に法第十七条の二第一項又は第十九条第四項の

- ができる。 かわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることる者については、改正一般則第四十九条第一項及び第五十条の規定にか この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを移動してい
- 施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。 る者については、改正一般則第六十条の規定にかかわらず、この省令の この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを消費してい
- の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。る者については、改正一般則第六十二条の規定にかかわらず、この省令。 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを廃棄してい

第五条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許額を含め、 この指令の施行の際現に法第五条第一項、なお従前の例によること項及び第八十二条第二項別第六条第一項、第八条第一項、第三十五条第一については、改正一般則第六条第一項、第八条第一項、第三十五条第一項及び第八十二条第二項の規定する特定不活性ガス(以下単に「一般則第二条第一項及び第八十二条第二項の規定に法第五条第一項又は第十四条第一項の許第五条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許

- の日から一年間は、なお従前の例によることができる。 関第六条第二項及び第八条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。) については、改正一般性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。) については、改正一般性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。) については、改正一般性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。) については、改正一般性がある。
- 第一項に基づくものに限る。)及び第十二条第一項の規定にかかわらず、するものに限る。)については、改正一般則第十一条の規定(法第十二条している者(一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置3 この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出を

なお従前の例によることができる。

いる者(法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたとこの省令の施行の際現に一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵している者(一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置している者(一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置している者(一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置している者(法第五条第一項の話でいる者(法第十四条第四項の届出をこの省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出を

お従前の例によることができる。 のに限る。)については、改正一般則第二十六条の規定にかかわらず、なのに限る。)については、改正一般則第二十六条の規定にかかわらず、な届出をしている貯蔵所(一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵するも7 この省令の施行の際現に法第十七条の二第一項又は第十九条第四項の

によることができる。

十三条第一項及び第三十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例

とができる。 とができる。 この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によるこかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によるこかかわらず、この省令の施行の際現に一般則に規定する特定不活性ガスを移動して

いる者については、改正一般則第六十二条の規定にかかわらず、この省9 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定不活性ガスを廃棄して

令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

## (二八〇頁 改正)

# 別表第一 (第三十五条第一項関係)

検査項目	完成検査の方法
1 (略)	
一•二 (略)	一・二(略)
三 第六条第一項第三号の火気を取り	三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの
扱う施設までの距離等	製造設備の外面から火気を取り扱う
	施設までの距離を巻尺その他の測定
	器具を用いた測定により検査する。
	だし、当該測定において、規定の距離
	を満たしていることが目視により容
	易に判定できる場合に限り、目視によ
	る検査に代えることができる。なお、
	規定の距離を確保することができな
	い場合であつて、当該製造設備と火気
	を取り扱う施設との間に漏えいした
	ガスの流動防止措置を講じているも
	のについては当該措置の状況を目視又
	は図面により検査し、連動装置により
	直ちに使用中の火気を消すことがで
	きる措置を講じているものについ
	は、当該措置の状況を目視、図面等に
	より検査し、当該措置の機能を作動試
	験又はその記録により検査する。
四·五 (略)	四・五 (略)
六 第六条第一項第六号の可燃性ガス	六 可燃性ガス又は特定不活性ガスの
又は特定不活性ガスの貯槽であるこ	貯槽の周囲から、可燃性ガス又は特定
とが識別できる措置	不活性ガスの貯槽であることが容易
	に識別することができるような措置

三十九 (略) 三十九 (略)	三十八 第六条第一項第三十八号の可三十三~三十七 (略)				つ、警報するための設備 造施設のガスの漏えいを検知し、か	三十二 第六条第一項第三十一号の製	二十五~三十一(略)							構造	造設備の不活性ガス置換等ができる	殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製	二十四 第六条第一項第二十三号の特	十~二十三(略)				設置する室のガスが滞留しない構造	九 第六条第一項第九号の製造設備を	七・八 (略)	_
三十九(略)	三十八 可然生ガス及び特定不舌生ガニ十三~三十七 (略)	の記録により検査する。し、当該設備の機能を作動試験又はそ	を目視及び記録又は図面により検査が、 警報するための記備の記置が沙	かい。春秋一つこうの支前)支量代記置された当該ガスの漏えいを検知し、	又は特定不活性ガスの製造施設に設業大臣が告示で定めるものに限る。)	三十二 可燃性ガス、毒性ガス(経済産	二十五~三十一(略)	†;3。	性ガスを供給する配管が別の系統で	のガスその他の流体の配管内に不活	活性ガスを供給する配管と他の種類	を目視及び図面により検査し、当該不	する構造又は内部を真空にする構造	下この号において同じ。)により置換	活性ガス(特定不活性ガスを除く。以	素等の製造設備に係る設備内部を不	二十四 特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ	十~二十三 (略)	録により検査する。	により検査し、必要に応じ図面又は記	いしたとき滞留しない構造等を目視	333		七•八 (略)	の状況を目視により検査する。
下に高圧ガス設備を設置した室の構一・二(略) 一・二(略)	十一~二十九 (略)				高圧ガス設備を設置した室の構造等高圧ガス設備を設置した室の構造等		3 (略)	2 (略)	五十~六十二 (略)	備	び三フッ化窒素の容器置場の消火設	可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及	四十九 第六条第一項第四十二号ヌの	四十七~四十八の二 (略)				容器置場のガスが滞留しない構造	四十六 第六条第一項第四十二号への	四十~四十五 (略)			大設備 大設備		三十九の二 第六条第一項第三十九号の
た場合の地盤面下に高圧ガス設備を三 地盤面下に高圧ガス設備を設置し	十一~二十九(略)	きな! ら。 目視によるほか、図面又は記録により だめの当言言に言した指量のおきを	こりり当亥置こ冓ンこ昔置り犬兄をつ、漏えいしたガスの滞留を防止する	か、図面又は記録により検査し、か	ういでありた水構造を目見てよるまた場合の地盤面下に高圧ガス設備を設け、地盤面下に高圧ガス設備を設置している。	一一个为 (略)			五十~六十二 (略)	により検査する。	消火設備の設置状況を目視及び記録	酸素及び三フッ化窒素の容器置場の	四十九 可燃性ガス、特定不活性ガス、	四十七~四十八の二(略)	する。	必要に応じ図面又は記録により検査	き滞留しない構造を目視によるほか、	乙の容器置場のガスが漏えいしたと	四十六 可燃性ガス及び特定不活性ガ	四十~四十五 (略)	により検査する。		ほか、記録等により検査し、当該消火	設	三十九の二 特定不活性ガスの製造施設

の圧縮機と圧縮ガスを容器に充塡す十六の四 第七条の三第一項第十六号二(略)	の措置	一等 ○ 窓の三等 - 耳等	一の四、第七条の三第一項第一号の四、水措置	化水素の貯槽を設	一の三 第七条の三第一項第一号の三						た室の構造等	の地盤面下に高圧ガス設備を設置し	一の二第七条の三第一項第一号の二	でに掲げるもの	号及び第三十八号から第四十九号ま	二十八号まで、第三十一号、第三十三	ら第二十三号まで、第二十五号から第	ち、第一項第一号、第二号、第五号か	る第六条第一項各号の検査項目のう	一 第七条の三第一項第一号で準用す	5 (略)	四~二十四(略)					造等
上の圧力を有する圧縮ガスを充塡す	の記録により検査する。し、当該措置の機能を作動試験又はそし、当該措置の機能を作動試験又はそ	昇しな	「一の四」 拧曹内の夜化水素の温度が上 図面又は記録により検査する。	の防水		により検査する。	状況を目視によるほか、図面又は記録	止するための当該室に講じた措置の	し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防	よるほか、図面又は記録により検査	備を設置した室の上部構造を目視に	□ 置した場合の地盤面下に高圧ガス設	一 一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設					十八号まで、第三十一号、第三十三号		9   一 第一項第一号、第二号、第五号から		四~二十四(略)	検査する。	1見こよるまか、図面又は記録こより   ための当該室に講じた措置のお沙を	つ、漏えいしたガスの滞留を防止する	ほか、図面又は記録により検査し、か	設置した室の上部構造を目視による
十八~四十七の二 (略)	三の高圧ガス設備の基礎 二の高圧ガス設備の基礎 一号の											二の貯槽間の距離	十七の三 第七条の三第二項第一号の	で及び第十六号の五に掲げるもの	-	準用する同条第一項各号の検査項目	十七の二 第七条の三第二項第一号で	十七(略)			の措置	爆発、漏えい、損傷等を防止するため	解水素発生昇圧特	十六の丘(第七条の三第一頁第十七号)			る場所等との間の障壁
十八~四十七の二(略)	を記録又は図面により検査し、貯槽の十七の四 高圧ガス設備の基礎の状況により検査する。	措置の機能を作動試験又はその記録	措置の状況を目視により検査し、当該置を講じているものについては、当該	であつて、防火上及び消火上有効な措	距離を確保することができない場合	に代えることができる。なお、規定の	定できる場合に限り、目視による検査	していることが目視により容易に判	当該測定において、規定の距離を満た	用いた測定により検査する。ただし、	での距離を巻尺その他の測定器具を	ら他の可燃性ガス又は酸素の貯槽ま	十七の三 可燃性ガスの貯槽の外面か		検査の方法により検査を行う。	まで及び第十六号の五に掲げる完成	十七の二 第一号の二から第一号の四	十七(略)	により検査する。	措置の機能を作動試験又はその記録	か、図面又は記録により検査し、当該	るための措置の状況を目視によるほ	た爆	十二の丘 水電解水素発生早王麦置こ	置状況を目視及び図面により検査す	器置場との間に設置された障壁の設	る場所又は当該ガスの充塡容器の容

1 (略) 第六条第一項第三号の火気を取り	検査項目	別表第三(第八十二条第二項第三号関係)	備考(略)	7・8 (略)	の消火設備等に対している。	<u> </u>	6 (略) 四十九~六十三 (略)				間の障壁等	送ガス蒸発器とディスペンサーとの圧縮機、蓋圧器、液化水素の貯槽及び	三番銭、管三号、反ごく長の庁曹をが四十八 第七条の三第二項第三十号の
一 特定不活性ガスの製造設備の外面 を巻尺その他の測定器具を用いた測 定により検査する。ただし、当該測定 において、規定の距離を満たしている ことが目視により容易に判定できる ことが目れたりである。 ことが目できる。なお、規定の距離 場合に限り、目視による検査に代える	保安検査の方法	関係)		五(略)	を目視及び記録により検査する。素の製造施設の消火設備の設置状況	5	四十九~六十三 (略)	図面により検査する。ついては、当該措置の状況を目視及び	されている措置を講じているものに 筐体の外面の構造により有効に保護	一が、同一の筐体内に配置され、当該 お 圧斜様又は著圧器とう、ラベンナ	の、E首題では管圧器に対していた。 況を目視及び図面により検査する。な	ーとの間に設置された障壁の設置状槽及び送カス蒸発器とティスペンサー	曹をがきがくを辞れているとと四十八の圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯
五 第六条第一項第二十八号の二の元 フッ化窒素を車両に固定した容器等 に充塡する場所等に講じた容器の破 のでを発表を重点に固定した容器等		間の不活性ガス置換等ができる構造 用ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設 ができる構造	יייי ליייי ליייי ליייי ליייי ליייי	部置した室のカスカ滞留しない 構造	三第六条第一項第九号の製造設備を	措置	二 第六条第一項第六号の特定不活性						
村の大きに係る容器置場に限る。) に講 を出等に係る容器置場(東面に固定した容 器等に充塡する観管と他の種類のが 大変供給する配管が別の系統である ことを目視及び図面により検査する。 ことを目視及び図面により検査する。 ことを関連でが別の系統である ことを関連でが別の系統である。 ことを関連でが別の系統である。 ことを関連でが別の系統である。 ことを関連でが別の系統である。 ことを関連でが別の系統である。 ことを関連である。 ことを関連である。 ことを関連である。 ことを関連である。 に講	<b>規及び図面こより倹査し、当该下舌生構造又は内部を真空にする構造を目</b>	の号において同じ。)により置換するが製造設備に係る設備内部を不活性がみを除く。以下こがス(特定不活性がみを除く。以下こが、以下によりでは、)	る	要に応じ図面又は記録により検査し、必しない構造等を目視により検査し、必した室のカスカ源えいしたとき滞留	三 特定不活性ガスの製造設備を設置措置の状況を目視により検査する。	容易に識別することができるような特定不活性ガスの貯槽であることが	二 特定不活性ガスの貯槽の周囲から、録により検査する。	該措置の機能を作動試験又はその記状況を目視 図面等により検査し 当	だれた 目間で ことがてきる 措置の の 少気を消すことがてきる 措置を 請	ウス氏で増し、主ないである。 検査し、連動装置により直ちに使用中	該措置の状況を目視又は図面により措置を講じているものについては当	との間に漏えいしたガスの流動防止	当該製造設備と火気を取り扱う施設保することができない場合であつて、

3 製造設備が圧縮水素スタンドである  ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	九 第六条第一項第四十二号への特定	七 第六条第一項第三十八号の特定不 七 特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去 で、静電気を除去する措置 で、静電気を除去する措置 で、静電気を除去する措置 で、静電気を除去する措置 で、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。 で、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。 で、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する。	でた容器が破裂することを防止する 大 第六条第一項第三十一号の製造施 大 特定不活性ガスの製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警 された当該ガスの漏えいを検知し、か
五十二の五 第七条の三第二項第一号 歴 五十三 (略) 五十三の二 第七条の三第二項第一号 五十三の二 第七条の三第一項第十七	五   号の   号の   圧の   所の   郷 円   千八   5   7   8 円   8 日   8 日		の
五十二の五 水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止はか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。   五十三 (略)   五十三の二 第三十七号の二から第三	する。 おこの では では では では では では では では では では		

八十五~九十八(略)	送ガス蒸発器とディスペンサーとの	圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び八十四 第七条の三第二項第三十号の五十四~八十三の二(略)	の三の高圧ガス設備の基礎	100 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				の二の財材能の図寓	五十三の三 第七条の三第二項第一号掲げるもの	七号の四まで及び第五十二号の五に目のうち第三十七号の二から第三十七号の二から第三十七号の上がら第三十
(略) 関係の対象の構造により有效に保護を行っては、当該措置の状況を目視及び、関面により検査する。 関面により検査する。	では、 一が、同一の筐体内に配置され、当該 一が、同一の筐体内に配置され、当該 一が、同一の筐体内に配置され、当該 一との間に設置された障壁の設置状	<ul><li>槽及び送ガス蒸発器とディスペンサ 八十四 圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯 五十四~八十三の二 (略)</li></ul>	目視又は図面により検査する。 日視又は図面により検査し、貯槽 況を記録又は図面により検査し、貯槽	記録により検査する。	当該措置の機能を作動試験又はその当該措置の状況を目視により検査し、な措置を講じているものについては、	場合であつて、防火上及び消火上有効定の距離を確保することができない検査に代えることができる。なお、規に判定できる場合に限り、目視による	満たしていることが目視により容易し、当該測定において、規定の距離を	を用いた測定により検査する。ただまでの距離を巻尺その他の測定器具までの距離を巻尺をの他の測定器具	五十三の三 可燃性ガスの貯槽の外面	を行う。   を行う。
						る」に改める。 ※一般高圧ガス保安規則中「充てん」を「充塡」	4 · 5 (略)	ガスの製造施設の消火設備がスの製造施設の消火設備	- 備	九十九 第七条の三第二項第三十七号
						を「充塡」に、また「の通る」を「が通		り検査する。 り検査する。		により検査する。 状況を目視によるほか、図面又は記録 状況を目視によるほか、図面又は記録 が、図面又は記録の基礎の

# 液化石油ガス保安規則

## (三九二頁 改正)

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

## 第四十九条 (略)

が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。を掲げること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充口を掲げること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充一 車両に積載して移動するときは、当該車両の見やすい箇所に警戒標

の二~四 (略)

五 充塡容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害五 充塡容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害

#### 六 (略

あつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合は、当該充塡容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が内容積が二十五リットル以下である充塡容器等のみを積載して移動する場合において、駐車するとき

にあつては、この限りでない。

#### 八 (略)

# (四二九頁 改正文の次に追加)

省令第百五号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」 附 則 [平成二八年十一月一日省令第百五号] 抄

#### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

『が通る』に改める。 ※液化石油ガス保安規則中「充てん」を「充塡」に、また「の通る」を

# コンビナート等保安規則

### (四七九頁 改正)

#### (用語の定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。

四zeを除く。 オロオレフィン千二百三十四Yf及びフルオロオレフィン千二百三十 化水素及びその他のガスであつて次のイ又は口に該当するもの(フル モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫 ロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、 トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プ ロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、 ルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプ アミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロ トアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチル 可燃性ガス
アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アヤ

二 毒性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシ 四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチ 化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、 五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ化窒素、三フッ ン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロプレン、

> 第三百三号)第二条第一項に規定する毒物 素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律 ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水 ルアミン、二硫化炭素、ふつ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、

三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの 三 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、 ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン(可燃性ガスを除く。

フルオロオレフィン千二百三十四yf

ブルオロオレフィン千二百三十四ze

ハーフルオロカーボン三十二

四~十八 (略)

十九 処理能力 処理設備の処理容積 (圧縮、液化その他の方法で一日 らチまでに掲げるところにより得られたもの 次のイからチまでに掲げる処理設備の区分に応じ、それぞれ当該イか 態に換算したものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)であつて、 に処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状

同じ。) Q<sub>15</sub>= W<sub>15</sub>×24 生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置をいう。以下 水電解水素発生昇圧装置(水の電気分解により水素及び酸素を発

 $\begin{array}{c} Q_{15}|Q_1\\ \downarrow\\ \downarrow\\ Q_{14} \downarrow\\ \\ \bullet\\ \end{array}$ 

水電解水素発生昇圧装置の処理能力の数値(単位)立方メートル

毎日)

た場合の水素製造量の値とする。)(単位 立方メートル毎時)の能力は、水電解水素発生昇圧装置の性能曲線における最大稼働しい。水電解水素発生昇圧装置の能力の数値(水電解水素発生昇圧装置)

二十~二十六 (略)

2 (略)

### (四八五頁 改正)

(製造施設に係る技術上の基準)

### 一~三 (略)

第五条 (略)

四 (略)

(略)

(ヤ)  $0 \le X < 1,000$ の場合  $L = 70 + 4\sqrt{10}$ 

(ロ)  $1,000 \le X < 10,000$ の場合  $L = 70 + \frac{2}{5} \sqrt{X}$ 

(ス) 10,000≤Xの場合 L=110

(図 削除)

「LLLDO」 備考 これらの式において、L及びXは、それぞれ次の数値を表すもの

L ガス設備の外面から保安物件までの距離(単位 メートル)

あつてはキログラム)又は処理能力(単位 立方メートル) X 貯蔵能力(単位 圧縮ガスにあつては立方メートル、液化ガスに

衣 削除)

十~十三 (略)

十四 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備(可燃性ガス又は特定不活性がスが通る部分に限る。)は、その外面(液化石油ガス岩盤貯槽にあつては、配管竪坑の内面)から火気(当該製造設備内のものを除たあつては、配管竪坑の内面)から火気(当該製造設備内のものを除た場で、以下この号において同じ。)を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置(以下第七条第一項第六号、同条第二項第十八号、第七条の二第一項第十九号、第七条の第六号、同条第二項第十八号、第七条の二第一項第十十分とは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講でること。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

十五~二十一 (略)

スを除く。 又を除く。 又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。)のう スを除く。 又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。)のう のう

二十三~二十八 (略)

措置を講ずること。
定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような二十九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特

## 三十~三十二 (略)

三十四~三十九 (略) 三十三 液化ガスの貯槽には、液面計(不活性ガス(特定不活性ガスを 液面計の破損による漏えいを防止するための措置を講ずること。 スのものに限る。)とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス るための措置を講じ、貯槽(可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガ 液面計を使用するときは、当該ガラス液面計には、その破損を防止す 面計以外の液面計に限る。)を設けること。この場合において、ガラス 除く。)又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液

四十 アルシン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ る。)の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。 することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限 は、他の種類のガスその他の流体(当該一の種類のガスと相互に反応 シン等のうちの一の種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管 を真空にすることができる構造とすること。この場合において、アル る。)は、その内部のガスを不活性ガス(特定不活性ガスを除く。以下 ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン又はモノシラン 化ホウ素、三フッ化リン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、 この号において同じ。)により置換することができる構造又はその内部 (以下「アルシン等」という。) の製造設備(当該ガスが通る部分に限

## 四十八~五十 (略) ずる静電気を除去する措置を講ずること。

四十七 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備には、当該設備に生

五十一 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、 該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。 当

五十三 可燃性ガス、毒性ガス (経済産業大臣が告示で定めるものに限 かつ、警報するための設備を設けること。 るガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、 る。)又は特定不活性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいす

五十四の二 特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、 消火設備を適切な箇所に設けること。

五十五~六十四の二 (略)

六十五 (略)

イ・ロ (略)

ハ 毒性ガスの容器置場(貯蔵設備であるものを除く。)は、その外面 有すること。 から保安物件に対し次に掲げる算式により得られた値以上の距離を

(イ) 0 ≤ X < 9 の場合</p> m = 54

 $\widehat{\square}$ 9 ≦ X < 25の場合 m = 18√X

<u>ハ</u> 25≦Xの場合 m=90

図

備考 これらの式において、m及びXは、それぞれ次の数値を表すもの

X 容器置場の面積(単位 平方メートル) m 容器置場の外面から保安物件までの距離(単位

(表 削除)

ニ~へ (略)

可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えい

したとき滯留しないような構造とすること。

には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の容器置場

2 (略)

(略)

二 (略)

イ〜ヌ (略)

る圧縮水素運送自動車用容器又は国際相互承認に係る容器保安規則 る液化天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十七号の二に規定す 定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十四号に規定す に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の三に規 一号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号 (平成二十八年経済産業省令第八十二号)第二条第三号に規定する国 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器、同条第十

つては、同令第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過したも 条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあ 八条第一項第十号の充塡可能期限年月日を経過したもの、同令第一 七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第 条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十 第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同 等において示された年月から十五年を経過したもの(容器保安規則 際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器であって当該容器の刻印

月から起算して十五年を経過したもの)には、高圧ガスを充塡しな

いこと。

三~五(略)

ヲ (略)

六 (略)

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修

理等を行うときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハ~ホ (略)

七 (略)

略)

口 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充塡容器等は、 略)

それぞれ区分して容器置場に置くこと。

二 容器置場 (不活性ガス (特定不活性ガスを除く。) 及び空気のもの は、この限りでない。 は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合 を除く。)の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、か つ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又

ホ~チ (略)

(五〇三頁 改正

第七条 (略)

(圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準)

相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造し の、国際相互承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際

た月 (その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。) の前

2 (略)

一・二 (略)

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、 置を講じてあること。 かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措

四~二十一 略)

(略)

## (五〇六頁 改正)

(液化天然ガススタンドに係る技術上の基準)

## 第七条の二(略)

一~三 (略)

(略)

(略)

ロ 貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガス の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

₹ 略)

(ロ) 液化天然ガス貯槽室には、防水措置を施すこと。

滞留を防止できる換気能力を有する換気設備を設けること。 液化天然ガス貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの

五~十九 (略)

2 (略)

(略)

### (五〇八頁 改正)

(圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

## 第七条の三(略)

及び第六十五号の基準に適合すること。 号から第五十一号まで、第五十四号、第六十一号から第六十四号まで 第五条第一項第一号から第三号まで、第六号から第十号まで、第十 一号から第三十九号まで、第四十三号から第四十五号まで、第四十七 一号、第十三号、第十五号から第二十四号まで、第二十九号、第三十

の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を めの措置を講じてあること。 有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するた

の三 地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施す

の四 地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱 ないような措置を講ずること。 式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇し

二~十三 (略)

十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧 を防止するための措置を講ずること。 器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入すること 器又は圧縮機(水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号及び第十 水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるもの に限る。)で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧 六号並びに次項第三十号及び第三十四号において同じ。) が配管 (圧縮

障壁を設けること。 上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を表けること。

2 (略

に適合すること。

一等五条第一項第一号の二から第一号の四まで及び第十七号の基準十四号並びに前項第一号の二から第三十九号まで、第四十二号から第四十二号から第三十九号まで、第四十三号から第四十二号をで、第三十一号をで、第二十四号、第二十四号、第二条第一項第一号、第十五号から第二十一号まで、第二十四号、

一の二~二十九の二(略)

より有効に保護されている場合は、この限りでない。「イスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造にサーとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とデニー、圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とディスペン

三十一~三十七 (略)

3

(略)

(五一六頁 改正)

(コンビナート製造事業所間の導管)

第十条 (略)

一~二十八 (略)

又は漏えい検知口を設けること。 (高) 又は特定不活性ガスの導管系には、当該ガスの種類及び圧力並びる。) 又は特定不活性ガスの導管系には、当該ガスの種類及び圧力並び二十九 可燃性ガス、毒性ガス (経済産業大臣が告示で定めるものに限

三十~三十九 (略)

(五二六頁 改正)

第十四条(略)

(特定製造者に係る軽微な変更の工事等)

の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。)の正が適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保ちことが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保まが通る。

- ) がス設備(高圧ガス設備及びじよ限量百万分の一未満のガスが通る

三〜五 (略) の変更の工事

六 (略)

第二十九条ただし書に該当する場合に限る。) 百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の管台(当該特定設備の百万分の一未満のガスが通るものを除く。)の管台(当該特定設備のる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備の可というのでは、)の管台(当該特定設備の特定設備の対力が三十メガパスカル以上のもの及びじよ限量

口 略)

(略)

2

### (五三九頁) 改正)

(保安検査の方法)

#### 2 (略)

|・|| (略)

三 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、 四に定める方法を用いる場合。 活性ガスに係るものに限る。)に係るものに限る。)において、別表第 ナート製造事業所間の導管(第十条第二十九号に掲げる基準(特定不 天然ガススタンド(第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準 同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。)、液化 バポレータ、圧縮天然ガススタンド(第七条第一項第二号後段並びに 同項第五十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。)、コールド・エ 及び同号ルに掲げる基準 (特定不活性ガスに係るものに限る。) 並びに 四十七号、第五十一号、第五十三号、第五十四号の二、第六十五号ト 以外の製造設備(第五条第一項第十四号、第二十九号、第四十号、第 圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンド に係るものに限る。)、圧縮水素スタンドである製造施設並びにコンビ

### (五四〇頁 改正)

(危険時の措置)

第三十七条 (略)

ニ~へ (略)

# (五六三頁 改正文の次に追加)

附 \*【平成二八年十一月一日省令第百五号】抄 省令第百五号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

第四条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許 可を受けている者又は許可の申請をしている者(この省令による改正前 のガスであつて、この省令による改正後のコンビナート等保安規則(以 のコンビナート等保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外

## 第三十九条 (略)

| 〜三 (略)

(略)

イ 可燃性ガス又は特定不活性ガスの放出は、火気を取り扱う場所又 出すること。 け、かつ、大気中に放出するときは、通風の良い場所で少量ずつ放 は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避

ハ 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して放 じて行うこと 出するときは、当該放出するガスの滞留を検知するための措置を講

# (五七三頁

2 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を 第六条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許 可を受けている者又は許可の申請をしている者(改正コンビ則第二条第 受けている者又は許可の申請をしている者(コンビ則に規定する特定不 この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。 はこの省令による改正前のコンビナート等保安規則第二条第一項第二号 下「改正コンビ則」という。) 第二条第一項第二号に規定する毒性ガス又 ンビ則第五条第二項及び第十一条の規定にかかわらず、この省令の施行 活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。)については、改正コ 三十七条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 る。)については、改正コンビ則第五条第一項、第十条、第十九条及び第 する特定不活性ガス」という。)の製造施設の設備を設置するものに限 条、第十一条、第十九条並びに第三十七条第二項の規定にかかわらず、 のに限る。) については、改正コンビ則第五条第一項及び第二項、第十 する毒性ガス以外のガスに該当するものの製造施設の設備を設置するも に規定する毒性ガスであつて、改正コンビ則第二条第一項第二号に規定 一項第三号の二に規定する特定不活性ガス(以下単に「コンビ則に規定

	別表第三(
奂	第十
全	九
頁	条関
∄	(係)

																										_
三十二~四十一(略)	であることが識別できる措置	然生ガス又は寺定不舌生ガスの庁曹三十一 第五条第一項第二十九号の可	十六~三十 (略)																				取り扱う施設までの距離等	十五 第五条第一項第十四号の火気を	一~十四 (略)	横 聋 瑾 巨
三十二~四十一(略)目視により検査する。	ることができるような措置の状況を	スの貯曹であることが容易こ職別す三十一 可燃性ガス又は特定不活性ガ	十六~三十 (略)	の記録により検査する。	し、当該措置の機能を作動試験又はそ	置の状況を目視、図面等により検査	を講じているものについては、当該措	用中の火気を消すことができる措置	より検査し、連動装置により直ちに使	は当該措置の状況を目視又は図面に	防止措置を講じているものについて	施設との間に漏えいしたガスの流動	つて、当該製造設備と火気を取り扱う	を確保することができない場合であ	えることができる。なお、規定の距離	きる場合に限り、目視による検査に代	いることが目視により容易に判定で	測定において、規定の距離を満たして	た測定により検査する。ただし、当該	距離を巻尺その他の測定器具を用い	る。)から火気を取り扱う施設までの	貯槽にあつては、配管竪坑の内面とす	の製造設備の外面(液化石油ガス岩盤	十五 可燃性ガス及び特定不活性ガス	一~十四 (略)	完成検査の方法

の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

四十二 第五条第一項第四十号のアル シン等の製造設備の不活性ガス置換

## 四十三~四十八 (略)

四十九 第五条第一項第四十七号の可 設備の静電気を除去する措置 燃性ガス及び特定不活性ガスの製造

### 五十~五十二 (略)

五十三 第五条第一項第五十一号の製造 設備を設置する室のガスが滞留しな

五十五 第五条第一項第五十三号の製 造施設のガスの漏えいを検知し、か

# つ、警報するための設備

#### 五十六 (略)

五十六の二 第五条第一項第五十四号 の二の特定不活性ガスの製造施設の 消火設備

五十六の二 特定不活性ガスの製造施

設の消火設備の設置状況を目視によ

るほか、記録等により検査し、当該消

五十六 (略)

四十二 アルシン等の製造設備に係る 別の系統であることを目視及び図面 と他の種類のガスその他の流体の配 スを除く。以下この号において同じ。) 設備内部を不活性ガス(特定不活性ガ により検査する。 管内に不活性ガスを供給する配管が 査し、当該不活性ガスを供給する配管 にする構造を目視及び図面により検 により置換する構造又は内部を真空

## 四十三~四十八(略)

四十九 可燃性ガス及び特定不活性ガ スの製造設備について、静電気を除去 する措置の状況を目視によるほか、記 録等により検査する。

### 五十~五十二 (略)

五十三 可燃性ガス又は特定不活性ガ スの製造設備を設置する室のガスが 造等を目視により検査し、必要に応じ 漏えいしたとき滞留しないような構 図面又は記録により検査する。

五十五 可燃性ガス、毒性ガス (経済産 の記録により検査する。 し、当該設備の機能を作動試験又はそ を目視及び記録又は図面により検査 かつ、警報するための設備の設置状況 置された当該ガスの漏えいを検知し、 又は特定不活性ガスの製造施設に設 業大臣が告示で定めるものに限る。)

七十一 第五条第一項第六十五号トの 容器置場のガスが滞留しない構造

## 七十二~七十三の二(略)

七十四 第五条第一項第六十五号ルの 備 は三フッ化窒素の容器置場の消火設 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又

#### 2・3 (略)

(略)

十 第七条第二項第三号の地盤面下に 高圧ガス設備を設置した室の構造等

#### (略)

#### 十一~二十九 (略)

十一~二十九 (略)

5 (略) 一・二 (略)

三 第七条の二第一項第三号の地盤面 下に高圧ガス設備を設置した室の構

## 五十七~七十 (略)

### する。

七十四 可燃性ガス、特定不活性ガス、 により検査する。 消火設備の設置状況を目視及び記録 酸素又は三フッ化窒素の容器置場の

検査する。 目視によるほか、図面又は記録により ための当該室に講じた措置の状況を ほか、図面又は記録により検査し、 つ、漏えいしたガスの滞留を防止する 設置した室の上部構造を目視による た場合の地盤面下に高圧ガス設備を 地盤面下に高圧ガス設備を設置し

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置し ほか、図面又は記録により検査し、か 設置した室の上部構造を目視による た場合の地盤面下に高圧ガス設備を 目視によるほか、図面又は記録により ための当該室に講じた措置の状況を つ、漏えいしたガスの滞留を防止する

五十七~七十 (略) 火設備の性能を作動試験又はその記 録により検査する。

# 七十一 可燃性ガス又は特定不活性ガ

七十二~七十三の二(略) 必要に応じ図面又は記録により検査 スの容器置場のガスが漏えいしたと き滞留しない構造を目視によるほか、

の圧縮機と圧縮ガスを容器に充塡す十六の四 第七条の三第一項第十六号二~十六の三 (略)	の措置の影響内の液化水素の温度上昇防止	一の四第七条の三第一項第一号の四水措置	の液化水素の貯槽を設置した室の防一の三)第七条の三第一項第一号の三			た室の構造等	の地盤面下に高圧ガス設備を設置し	一の二 第七条の三第一項第一号の二	及び第七十四号に掲げるもの	から第七十一号まで、第七十三号の二	十五号まで、第六十六号、第六十八号	で、第五十六号、第六十二号から第六日で、第四十九号から第五十三号ま	十号まで、第四十五号から第四十七号	で、第三十一号、第三十三号から第四	十四号、第十六号から第二十六号ま	六号から第十一号まで、第十三号、第一	ち、第一項第一号から第三号まで、第	る第五条第一項各号の検査項目のう	<ul><li>一 第七条の三第一頁第一号で集用する(略)</li></ul>	四~二十四(略)
の圧力を有する圧縮ガスを充塡する一十六の四 圧縮機と十メガパスカル以上一十六の三 (略)	の記録により倹査する。 し、当該措置の機能を作動試験又はそし、当該措置の機能を作動試験又はそれるほか、図面又は記録により検査	一の四 貯槽内の液化水素の温度が上図面又は記録により検査する。	の防水措置の状況を目視によるほか、一の三の液化水素の貯槽を設置した室	により検査する。	\pu	よるまか、図面又は記録により倹査   備を設置した室の上部構造を目視に	置した場合の地盤面下に高圧ガス設	一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設		により検査を行う。	第七十四号に掲げる完成検査の方法	第七十一号まで、第七十三号の二及び一号まで、第六十六号、第六十八号から一	第五十六号、第六十二号から第六十五	で、第四十九号から第五十三号まで、	まで、第四十五号から第四十七号ま	第三十一号、第三十三号から第四十号	四号、第十六号から第二十六号まで、	号から第十一号まで、第十三号、第十二号・第十二号・第十二号・第十二号:第十二号:第十二号:第十二号:第十二号:第十二号:第十二号:第十二号:	一 第一頁第一号から第三号まで、第六	四~二十四 (略)
四十八八	十七の高								十七の三	で及び	のうち、	準用する	十七			の措置	爆発	- の 水	十六の五	る場所な
四十八(第七条の三第二項第三十号の一十八~四十七の二(略)	三の高圧ガス設備の基礎七の四(第七条の三第二項第一号の							一の貯槽間の距離	二 第七条の三第二項第一号の		二から第一号の四	準用する同条第一項各号の検査項目しての二 第七条の三第二項第一号で				置	爆発、漏えい、損傷等を防止するため	解水素発生昇圧装	第七条の三第一項第十七号	る場所等との間の障壁

り扱う施設までの距離等 「第五条第一項第十四号の火気を取」	検査項目	別表第四(第三十七条第二項第三号関係)			備考(略)	9 (略)	二十六~三十三(略)								二十五 第十条第二十九号の導管系の	一一一十四(略)	8 (略)	7 (略)	四十九~六十三(略)								間の障壁等	送ガス蒸発器とディスペンサーとの	圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯槽及び
から火気を取り扱う施設までの距離 特定不活性ガスの製造設備の外面	保安検査の方法	係)					二十六~三十三 (略)	その記録により検査する。	査し、かつ、その機能を作動試験又は	によるほか、必要に応じ図面により検	い検知口の設置状況を目視及び記録	るガス漏えい検知警報設備又は漏え	又は特定不活性ガスの導管系におけ	臣が告示で定っ	二十五 可燃性ガス、毒性ガス(経済産				四十九~六十三 (略)	図面により検査する。	ついては、当該措置の状況を目視及び	されている措置を講じているものに	筐体の外面の構造により有効に保護	ーが、同一の筐体内に配置され、当該		お、圧縮機又は蓄圧器とディスペンサ	況を目視及び図面により検査する。な	ーとの間に設置された障壁の設置状	槽及び送ガス蒸発器とディスペンサ
第五条第一	四 第五条第一項第四十七号の特定不						きる構造	備	三 第五条第一項第四十号のアルシン	きる措置	活性ガスの貯槽であることが識別で	二 第五条第一項第二十九号の特定不																	
視て、特に数	四 特定不活性ガスの製造設備につい	より検査する。の系統であることを目視及び図面に	内に不活性ガスを供給する配管が別他の種類のカフその他の流体の配管	し、当該不活性ガスを供給する配管と	する構造を目視及び図面により検査	より置換する構造又は内部を真空に	除く。以下この号において同じ。)に	内部を不活性ガス (特定不活性ガスを	三アルシン等の製造設備に係る設備	な措置の状況を目視により検査する。	が容易に識別することができるよう	二 特定不活性ガスの貯槽であること	録により検査する。	該措置の機能を作動試験又はその記	状況を目視、図面等により検査し、当	じているものについては、当該措置の	の火気を消すことができる措置を講	検査し、連動装置により直ちに使用中	該措置の状況を目視又は図面により	措置を講じているものについては当	との間に漏えいしたガスの流動防止	当該製造設備と火気を取り扱う施設	保することができない場合であつて、	ことができる。なお、規定の距離を確	場合に限り、目視による検査に代える	ことが目視により容易に判定できる	において、規定の距離を満たしている	定により検査する。ただし、当該測定	を巻尺その他の測定器具を用いた測

準用する第五条第一項第六十号の	第七条の三第一項第一号	一~三十九 (咯)   一~三十九   製造施設の場合	3 製造設備が圧縮水素スタンドである	不活性ガスの容器置場の消火設備 シ検証	十 第五条第一項第六十五号ルの特定 十 特定	記録に	置場のオブカ潜留しない構造	一の容器		ためのご	じた容	裂防止のための措置 容器等		フッ化窒素を車両に固定した容器等	│ 八 第五条第一項第五十八号の二の三 │ 八 三フ	査する。	録等に		七 第五条第一項第五十四号の特定不 七 特定	記録に	目視及	報するための設備 つ、警報		六 第五条第一項第五十三号の製造施 六 特定]	検査する。	査	構造しない
7]		九 (略)	~~~	))検査する。	特定不活性ガスの容器置場の消火	記録により検査する。		<b>帰上のではは、時間では、</b> 特定不活性ガスの容器置場のガス │ │ │ │		ための措置の状況を目視及び図面に	じた容器が破裂することを防止する	容器等に係る容器置場に限る。)に講			三フッ化窒素を車両に固定した容	査する。	録等により検査し、当該消火設備の性	設備の設置状況を目視によるほか、記	特定不活性ガスの製造施設の消火	記録により検査する。		つ、警報するための設備の設置状況を		特定不活性ガスの製造施設に設置	ි 	査し、必要に応じ図面又は記録により	しないような構造等を目視により検
	めの措置	た爆発、漏えい	号の水電解水			する場所等との間の障壁	号の圧縮機と	六十六の四	五十二~六十六の三 (略)			防止の措置	們	リカガれ電	の方と皆置	五十一の三					置した室の構造等	の二の地	五十一の二	四十一~五十一			場所等との間の障壁
		た爆発、漏えい、損傷等を防止するた	号の水電解水素発生昇圧装置に講じ十六の五(第七条の三第一項第十七)			の間の障壁	号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充塡	第七条の三第一項第十六	(の三 (略)				内の液化水素の温度上昇	l	の方の形代が素の財権を設置した室上の方の形代が素の財権を設置した室上	第七条の三第一項第一号					構造等	の二の地盤面下に高圧ガス設備を設	卫	十一 (略)			場所等との間の障壁

※コンビナート等保安規則中「充て	漏えい検知警報設備等漏えい検知警報設備等	4 コンビナート製造事業所間の導管の場合		カース 第七条の三第二項第三十号の 一、第七条の三第二項第三十号の では、「一、第七条の三第二項第三十号の では、「一、「一、」では、「、」に、「・」に、「・」に、「・」に、「・」に、「・」に、「・」に、「・」に	六十八~九十七の二(略)六十七の三・六十七の四(略)	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
※コンビナート等保安規則中「充てん」を「充愼一に、また「の通る」	一 特定不活性ガスの導管系における がス漏えい検知警報設備又は漏えい 検知口の設置状況を目視及び記録に し、かつ、その機能を作動試験又はそ し、かつ、その機能を作動試験又はそ	九十九。百十三(略)	お、圧縮機又は蓄圧器とディスペンサお、圧縮機又は蓄圧器とディスペンサついては、当該措置の状況を目視及びついては、当該措置の状況を目視及びついては、当該措置を講じているものについては、当該措置を対している。	況を目視及び図面により検査する。な一との間に設置された障壁の設置状一との間に設置された障壁の設置状代四、圧縮機、蓄圧器、液化水素の貯	六十八~九十七の二(略)六十七の三・六十七の四(略)	一号の四まで及び第六十六号の五に   一号の四まで及び第六十六号の五に   一号の四まで及び第六十六号の角を項   一号の四まで及び第六十六号の角を項   一号の四まで及び第六十六号の五に   一号の四まで及び第六十六号の五に   一号の四まで及び第六十六号の五に

を「が通る」に改める。 ※コンビナート等保安規則中「充てん」を「充塡」に、また「の通る」

#### 冷凍保安規則

#### (六八五頁 改正)

(用語の定義)

・ 二 ( )

三 不活性ガス ペリウム、二酸化炭素、フルオロオレフィン千二百三十四ヶ丘、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン百十二、フルオロカーボン百十二、フルオロカーボン百十二、フルオロカーボン百十二、フルオロカーボン百十二、フルオロカーボン百十二、フルオロカーボン百十四、フルオロカーボン四百十五、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン四百十日、フルオロカーボン五百十日、フルオロカーボン五百七日及びフルオロカーボン五百九日、エ百七日及びフルオロカーボン五百九日、エ百七日及びフルオロカーボン五百九日、エカーボン五百十日、フルオロカーボン五百十日、フルオロカーボン五百七日及びフルオロカーボン五百九日

三の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、次に掲げるもの

2 (各) ローブルオロオレフィン千二百三十四ze ローブルオロカーボン三十二

フルオロオレフィン千二百三十四yf

2 (略)

## (六八八頁 改正)

(定置式製造設備に係る技術上の基準

#### 第七条 (略)

一・二 (略)

四~十四 (略)

十六・十七 (略) 十六・十七 (略)

五号及び第十七号の基準とする。製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造型、第十方ス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。)、第十方ス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。)、第十方ス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備に係るものを除く。)、第十方以下、第二十分の基準とする。

## (六九二頁 改正)

#### 第十二条 (略)

2 製造設備が定置式製造設備であつて、かつ、認定指定設備である製造 除く。)、第十五号及び第十七号の基準とする。 は、第七条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十 施設における法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準 号(可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備に係るものを

#### (六九二頁 改正)

(その他製造に係る技術上の基準)

第十五条 法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号 に掲げるものとする。

前条第一号の基準に適合すること。

漏えいしたとき燃焼を防止するための適切な措置を講ずること。 特定不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備にあつては、冷媒ガスが

#### (六九六頁 改正)

(廃棄に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定

第三十三条 法第二十五条の経済産業省令で定める高圧ガスは、可燃性ガ ス、毒性ガス及び特定不活性ガスとする。

(廃棄に係る技術上の基準

第三十四条(略)

引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、か 出すること。 つ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良い場所で少量ずつ放 可燃性ガス及び特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は

二 (略)

## (七〇三頁 改正)

(保安検査の方法)

## 第四十三条 (略)

一・二 (略)

三一製造設備が定置式製造設備(第七条第一項第三号及び第十五号に掲 掲げる基準 (特定不活性ガスに係るものに限る。) に係るものに限る。 及び移動式製造設備(第八条第二号で準用する第七条第一項第三号に げる基準 (特定不活性ガスに係るものに限る。) に係るものに限る。) である製造施設において、別表第二に定める方法を用いる場合。

#### (七〇八頁 改正

(指定設備に係る技術上の基準)

# 第五十七条 (略)

を除く。)、第二種製造者が設置するものにあつては第十二条第二項(第 業所」という。)において、第一種製造者が設置するものにあつては第 七条第二項(同条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十五号 指定設備は、当該設備の製造業者の事業所(以下この条において「事

準に適合することを確保するように製造されていること。 七条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第十五号を除く。)の基

#### (七〇九頁 改正)

(指定設備認定証が無効となる設備の変更の工事等)

# 第六十二条(略)

当該変更の工事が同等の部品への交換のみである場合

二 (略)

2・3 (略)

# (七二〇頁 改正文の次に追加)

附 省令第百五号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」 則[平成二八年十一月一日省令第百五号]抄

#### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する

#### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第1 よる改正後の冷凍保安規則(以下「改正冷凍則」という。)第七条第一項 設」という。)の設備を設置するものに限る。)については、この省令に を圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造するための施設(以下「製造施 受けている者又は許可の申請をしている者(冷凍のため特定不活性ガス 百四号。以下 「法」という。) 第五条第一項又は第十四条第一項の許可を

> 及び第二項、第八条、第二十五条並びに第四十三条第二項の規定にかか わらず、なお従前の例による。

- 2 この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出を の例による。 十二条第一項及び第二項並びに第十三条の規定にかかわらず、なお従前 スの製造施設の設備を設置するものに限る。)については、改正冷凍則第 している者(冷凍のため特定不活性ガスを圧縮し、又は液化して高圧ガ
- 3 この省令の施行の際現に法第十三条の規定に基づき高圧ガスを製造し 五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。 の製造施設の設備を設置するものに限る。)については、改正冷凍則第十 ている者(冷凍のため特定不活性ガスを圧縮し、又は液化して高圧ガス

## (七二一頁 改正)

# 別表第一(第二十五条関係)

(略)	_
ー〜三 (略)  四 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏れにより検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。 エ〜十六 (略)	完成検査の方法

五	四漏	が三	にまり の :	2 十 (略)·	報 設
耐圧試験 第七条第一項第	漏えいしない構造	が滞留しない構造	第八条第一号の引火性又第八条第一号で東田する第八条第二号で連用する第八条第二号で準用する。 第七号が第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がら第十二号がいる。	1(略)十八・十九 (略)	報するための設備設のガスの漏えいた
項第六号の冷解設備の	完成しない構造	第七条第一項第三号の漏えいガス	第八条第一号の引火性又は発火性 第八条第二号で準用する第七条第 第八条第二号で準用する第七条第 で及び第十二号から第十号 まで及び第十二号から第十四号まで		報するための設備
五 冷媒設備の配管以外の部分を耐圧 五倍以上の圧力で水その他の安全な 液体を使用して行う耐圧試験(液体を 使用することが困難であると認めら れるときは、許容圧力の一・二五倍以 れるときは、許容圧力の一・二五倍以 たの圧力で空気、窒素等の気体を使用	検査置	三 可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷媒設備の高圧部を設置する室の冷媒ガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査	一 (略) 一 (略)	十八・十九(略)	を作動試験又はその記録により検査は図面により検査し、当該設備の機能は図面により検査し、当該設備の機能はがを検知し、かつ、警報するためる場ができません。
ガ ラ ス <b>答</b>	十第七条	九第七条	(八) 第七条	七 第七 第七	六 第七冬
ガラ ス 管 液 面 計	十 第七条第一項第		(八) 第七条 第七条 第一 項第	压力計 第七条第一	気密試験
ガラスでで、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	十 第七条第一項第十一号の受液器の形ガラス管液面計	九 第七条第一項第十号の受液器の丸	八第七条第一項第八号の冷媒設備の	圧	気
武験又はその記録により検査する。 だ、可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒が た、可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒が た、可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒が た、可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒が が止するための措置の状況を目視により検査する。ま がラス管液面計	<ul><li>(第十一号の受液器の 十 受液器の ト 受液器の ト ランスとす ことす ことす こくす こく こく</li></ul>	第七条第一項第十号の受液器の	第一項第八号の冷媒設備の 八 冷媒 野人 の油圧 が況を 器具を 器具を	圧力計 第七条第一項第七号の冷媒設備	気密試験第七条第一項第六号の冷媒設備

※冷凍保安規則:
中「充てん」
を「充塡」
に改める

_		
<i>"</i> كالكا"	じ図面又は記録により検査する。 構造等を目視により検査し、必要に応媒ガスが漏えいしたとき滞留しない	い構造
111.00	冷媒設備の高圧部を設置する室の冷一 特定不活性ガスを冷媒ガスとする	項第三号の漏えいガスが滞留しな   第八条第二号で準用する第七条第   造施設の場合
	より検査する。	2 製造設備が移動式製造設備である製
15 成 次	備の機能を作動試験又はその記録にび記録又は図面により検査し、当該設するための設備の設置状況を目視及	するための設備
#IX  */	るガスの漏えいを検知し、かつ、警報	のガスの漏えいを検知し、かつ、警報二 第七条第一項第十五号の製造施設
/Ш V Ч	じ図面又は記録により検査し、必要に応構造等を目視により検査し、必要に応媒ガスが漏えいしたとき滞留しない	
1141 0	冷媒設備の高圧部を設置する室の冷一 特定不活性ガスを冷媒ガスとする	が滞留しない構造  一第七条第一項第三号の漏えいガス
		道施設の場合 増施設の場合
	保安検査の方法	検査項目
		別表第二 (第四十三条第二項第三号関係)
		(七二三頁 改正)
		備考(略)
	十一 「炊竹大フの製造所記の洋火記情の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査を作動試験又はその記録によるほか、記録する。	ガスの製造施設の消火設備
×.		

#### 容器保安規則

## (七五九頁 改正)

#### (用語の定義)

第二条 (略)

一十 FC一類容器 液化フルオロオレフィン千二百三十四yf、液化 ロカーボン二十二又は液化フルオロカーボン五百二を充塡する容器 オロカーボン二百十八、液化フルオロカーボン四百七D、液化フルオ ルオロカーボン百十五、液化フルオロカーボン四百十二A、液化フル 液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン五百、液化 フルオロカーボン四百一A、液化フルオロカーボン四百一B、液化フ フルオロオレフィン千二百三十四ze、液化フルオロカーボン十二、

一十九 可燃性ガス アセチレン、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、

エタン、エチレン、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、シア

ン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、

及びフルオロオレフィン千二百三十四zeを除く。

次のイ又は口に該当するもの(フルオロオレフィン千二百三十四yf ルエーテル、四ふつ化エチレン、硫化水素及びその他のガスであつて ィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチ レン、プロパン、プロピレン、フルオロカーボン百五十二a、ホスフ 水素、セレン化水素、トリメチルアミン、ブタジエン、ブタン、ブチ 一十一~二十八の三 ~十九 (略)

三十 毒性ガス 亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩 化水素、塩素、クロルメチル、五ふつ化ヒ素、五ふつ化リン、酸化エ 他のガスであつて毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) ン、ふつ素、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モ 素、ジシラン、ジボラン、臭化水素、セレン化水素、トリメチルアミ チレン、三ふつ化窒素、三ふつ化ホウ素、三ふつ化リン、シアン化水 ノメチルアミン、四ふつ化硫黄、四ふつ化ケイ素、硫化水素及びその

第二条第一項に規定する毒物

三十一~三十四 (略)

## (七七九頁 改正)

(液化ガスの質量の計算の方法)

# 第二十二条(略)

液化ガスの種類	定数
液化エチレン	三・五〇
液化エタン	二・八〇
液化プロパン	三五五
液化プロピレン	二・二七
液化ブタン	二、〇五
液化ブチレン	
液化シクロプロパン	一・八七
液化アンモニア	一・八六
液化ブタジエン	一・八五
液化トリメチルアミン	一・七六
液化ジメチルアミン	一.七〇
液化メチルエーテル	一・六七

比重が〇・四六三以上〇・四七二以下の液化石油ガスが〇・四五三以上〇・四六二以下の液化石油ガス	温度十五度における比重(以下この表において「比重」という。)液化フルオロオーボン〇三百十八	フルオロカー	液化フルオロカーボン十三B一	液化亜硫酸ガス	液化臭化水素	液化塩素	液化キセノン	液化フルオロカーボン十二	液化フルオロカーボン百十五	液化六ふつ化硫黄	液化フルオロカーボン五百二	液化フルオロカーボン百三十四a	液化フルオロオレフィン千二百二十四ze	液化フルオロカーボン二十二	液化フルオロカーボン十三	液化フルオロカーボン五百	液化フルオロオレフィン千二百三十四yf	液化四ふつ化エチレン	液化フルオロカーボン四百四A	液化塩化ビニル	液化フルオロカーボン三十二	液化クロルメチル	液化フルオロカーボン百五十二a	液化酸化エチレン	液化亜酸化窒素	液化炭酸ガス	液化硫化水素	液化シアン化水素	液化塩化水素	液化モノメチルアミン	液化ジメチルエーテル
二七一	二・七八	〇・七六	〇・七九	〇・八〇	〇 · 八〇	〇・八〇	〇·八 一	〇・八六	〇・九〇	○・九一	〇・九三	○・九四	〇・九六	〇・九八	-· 00	-· 00	一 五	  	一 五		一 三 四	一 <u>:</u> 五	一二七	- · 三 O	一三四	一三四	一・四七	一・五七	一・六七	一・六七	一・六七

比重が〇・五九三以上〇・六〇〇以下の液化石油ガス

比重が〇・六〇一以上〇・六〇八以下の液化石油ガス 比重が○・五八五以上○・五九二以下の液化石油ガス 比重が〇・五七七以上〇・五八四以下の液化石油ガス 比重が〇・五六九以上〇・五七六以下の液化石油ガス 比重が〇・五五三以上〇・五六〇以下の液化石油ガス

その他の液化ガス

比重が〇・五六一以上〇・五六八以下の液化石油ガス 比重が〇・五四五以上〇・五五二以下の液化石油ガス

比重が〇・五二八以上〇・五三六以下の液化石油ガス 比重が〇・五二〇以上〇・五二七以下の液化石油ガス 比重が〇・五一一以上〇・五一九以下の液化石油ガス 比重が〇・五〇四以上〇・五一〇以下の液化石油ガス 比重が〇・四九六以上〇・五〇三以下の液化石油ガス

比重が〇・五三七以上〇・五四四以下の液化石油ガス

比重が〇・四八一以上〇・四八八以下の液化石油ガス比重が〇・四十三以上〇・四八八以下の液化石油ガス

比重が〇・四八九以上〇・四九五以下の液化石油ガス

二二三四四

三二二六五二六四

(八〇六頁 改正文の次に追加)

附 省令第百五号は「容器保安規則等の一部を改正する省令」判〔平成二八年十一月一日省令第百五号〕抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

※容器保安規則中「充てん」を「充塡」に改める。

八度における比重化ガスの温度四十

一・〇五を当該液

で除して得た数値

# 高圧ガス保安法施行令関係告示

## (九五七頁 改正)

第一条 第一項第四号に規定する不活性ガスをいう。以下同じ。)に限る。)とす 装置内のフルオロカーボン(不活性ガス(一般高圧ガス保安規則第二条 装置に接合された容器(以下「接合容器」という。)又は取り付けられた からフルオロカーボンを回収するフルオロカーボン回収装置(当該回収 着脱可能な容器(以下「着脱容器」という。)及びその附属品を含む。以 「回収装置」という。)であって、次の各号に掲げる要件を満たす回収 令第二条第三項第七号の経済産業大臣が定めるものは、冷凍設備

- あること。 回収装置の容器及びその附属品が、次に掲げる要件を満たすもので
- ル。)以下の回収装置の接合容器又は着脱容器に貯蔵されること。 (フルオロオレフィン千二百三十四yfにあっては、四十五リット 回収されたフルオロカーボンは、内容積の合計が百二十リットル
- 除く。)は、容器保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十号)に 七〇又はフルオロカーボン五百七A又はフルオロオレフィン千二百 ルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボ フルオロオレフィン千二百三十四ze、フルオロカーボン十二、フ 三十四Yfを入れるものであって、内容積一リットル以下のものを ン百三十四a、フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百 着脱容器及びその附属品(フルオロオレフィン千二百三十四yf、

適合していること。

回収装置の安全機構等は、次に掲げる要件を満たすものであること。

の間にバルブ等圧力を遮断するものがない場合は、この限りでない。 れるものであって、内容積一リットル以下のものを除く。)は安全弁 ロカーボン五百七A又はフルオロオレフィン千二百三十四yfを入 フルオロカーボン四百四A、フルオロカーボン四百七C又はフルオ フィン千二百三十四ze、フルオロカーボン十二、フルオロカーボ (溶栓を含む。) を有すること。ただし、接合容器と回収装置本体と ン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百三十四a、 接合容器(フルオロオレフィン千二百三十四yf、フルオロオレ

# ハ~ホ (略)

は、当該装置に生ずる静電気を除去するための措置を講ずること。 回収するもの(以下「特定不活性ガス回収装置」という。)にあって 規定する特定不活性ガス(以下単に「特定不活性ガス」という。)を フルオロオレフィン千二百三十四Yf回収装置にあっては、停止 回収装置のうち一般高圧ガス保安規則第二条第一項第四号の二に

# 後、速やかに接合容器又は着脱容器との間を遮断するための措置を

等により危険状態にならない機構を有すること。 イから<br />
へまでに掲げるほか、誤操作を行った場合でも、安全装置

#### Ŧi. (略)

#### イ~ニ (略)

朩 造のものにあっては、分割される部分ごと)のバルブ、配管、ガラ 回収装置(特定不活性ガス回収装置を除く。)本体(分割できる構

カバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。 ス等の耐圧部分及び接合容器は、外力による損傷を防止するための

- を防止するとともに、内部を十分に換気できる構造であること。 その側面の二方向に設けられたものに限る。)とし、外力による損傷 は着脱容器及びその附属品が一体となったものにあっては、当該カ ー等で囲まれた構造(特定不活性ガス回収装置の本体、接合容器又 ハー等の表面積の二パーセント以上四パーセント以内の開口部が、 特定不活性ガス回収装置にあっては、底部を除き装置全体をカバ
- ァンが常時作動する構造であること。 特定不活性ガス回収装置にあっては、運転中に凝縮器等の冷却フ
- いよう、カバー等で囲まれた構造又はこれと同等の構造であること。 特定不活性ガス回収装置にあっては、電気設備が着火源とならな

## のものにあっては、分割された部分のうちフルオロカーボンが通る部 分の位置)の見易い箇所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、 「高圧ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものである 回収装置(特定不活性ガス回収装置を除く。)本体(分割できる構造

合計が四十五リットル以下の場合には、リ7に規定する事項の表示は ただし、特定不活性ガス回収装置の接合容器又は着脱容器の内容積の ガス取扱装置」との警戒標及び次の事項が表示されたものであること 所に明瞭に、かつ、容易に消えない方法により、「特定不活性ガス高圧 分割された部分のうち特定不活性ガスが通る部分の位置)の見易い簡 特定不活性ガス回収装置本体(分割できる構造のものにあっては、

# イ~チ (略)

- リ 取扱い上の注意
- 2 温度が四十度以上になる所で使用したり、置いたりしないこと。 1 変形、漏えい、腐食の有無の日常点検をすること

また、四十度以上に温めないこと

- 3 風通しの良い所で使用し、使用しないときは風通しの良い所に置
- 4 火気の近くで使用しないこと
- 5 発火性の物又は引火性の物を堆積した場所の付近で使用しない
- こと
- 7 使用するときは、ガス漏えい検知警報設備を適切な箇所に設け 6 適切な消火設備を適切な箇所に設けること

ること

- に閉じること 使用していないときは、接合容器又は着脱容器のバルブを確実
- 11 10 粗暴な取扱いをしないこと 9 雨等でぬらさないこと 粗暴な取扱いをしないこと

#### 略)

置にあっては、「特定不活性ガス高圧ガス取扱装置」)との警戒標 造のものにあっては、「高圧ガス取扱装置」(特定不活性ガス回収装 回収装置本体のうちフルオロカーボンが通る部分が分割できる構

#### 45

#### (九六一頁 改正)

#### 第四条 (略)

#### 一 (略)

ン五百七A(前号に掲げるものを除く。) ン四百四A、液化フルオロカーボン四百七C又は液化フルオロカーボジニ十二、液化フルオロカーボン百三十四a、液化フルオロカーボン日三十四a、液化フルオロカーボル 次に掲げる基準に適合する容器に充塡された液化フルオロオレフィー 次に掲げる基準に適合する容器に充塡された液化フルオロオレフィー

#### (野)

- 田 充塡されたガスの質量百グラムにつき、液化フルオロオレフィン 工百三十四ソ f の容器にあっては内容積百十二立方センチメートル以上、液化フルオロカーボン四百四Aの容器にあっては内容積百二十四立 変化フルオロカーボン四百四Aの容器にあっては内容積百二十四立 液化フルオロカーボン四百四Aの容器にあっては内容積百二十四立 液化フルオロカーボン四百四Aの容器にあっては内容積 方センチメートル以上、液化フルオロカーボン 百三十四aの容器にあっては内容積 方センチメートル以上、液化フルオロカーボン っては内容積 百十立方センチメートル以上、 変化フルオロカーボン のものであること。
- 以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・一メガパスカル以上、一、液化フルオロカーボン十二の容器にあっては一・八メガパスカル二二メガパスカル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。一・八メガパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・一、水がパスカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・一、液化フルオロオレフィン千二百三十四Yfの容器にあっては、

の圧力を加えたとき破裂しないものであること。

- 上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。ル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、三・四メガパスカル以派を化フルオロカーボン二十二の容器にあっては二・八メガパスカ
- ル以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。スカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、二・三メガパスカで、液化フルオロカーボン百三十四aの容器にあっては一・九メガパ
- 以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。カル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、四・○メガパスカルカル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、四・○メガパスカル
- 以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。カル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、三・九メガパスカルガー液化フルオロカーボン四百七Cの容器にあっては三・二メガパス
- 以上の圧力を加えたとき破裂しないものであること。カル以上の圧力を加えたとき変形せず、かつ、四・一メガパスカルツ、液化フルオロカーボン五百七Aの容器にあっては三・四メガパス
- ものについては、この限りでない。 鮮明に表示した容器であること。ただし、輸入品であって通関前の ド以上の大きさの文字で、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等 、以上の大きさの文字で、枠を設け、白地に黒色の文字を用いる等

ì

#### イ (略)

1

#### 厚生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品 る法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第十四 医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 って、内容物をあわ状又はねり状に噴出するもの ーセント以上で、かつ、噴射剤が全質量の十パー る法律第二条第三項に定める化粧品のうち、水が

ことのないものであること。 a、液化フルオロカーボン四百四A、液化フルオロ 化フルオロオレフィン千二百三十四Yf、液化フル C若しくは液化フルオロカーボン五百七Aの容器と 二、液化フルオロカーボン二十二、液化フルオロカ 充塡する容器は、本号に規定する液化ガス又は前

#### 略)

容器の種類

火気と高温に注意

甲

ってカートリ 下同じ。) であ

容器をいう。以 スを充塡した 用に可燃性ガ 燃料容器 (燃料

ろ (液化石油ガ ッジガスこん

	一 高温にすると破裂の危険があるため、直射 ・ こんろで炭の火をおこしたり、こんろを二 ・ 白以上並べて使用しないこと。 ・ おの注意を守ること。 ・ こんろで炭の火をおこしたり、こんろを二 ・ はい上述べて使用した可燃性の製品であり、危険	表示すべき事項	¿ .	の品質、有効性及び安全性の確保等に関すの品質、有効性及び安全性の確保等に関すの品質、有効性及び安全性の確保等に関すである化粧品のうち、水が全質量の四十パ定める化粧品のうち、水が全質量の四十パである化粧品のうち、水が全質量の四十パに規定する液化ガス又は前号に適合する液に規定する液化ブルオロカーボンローニョニ十四叉 f、液化フルオロカーボン四百七ン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 ン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 ン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 ン二十二、液化フルオロカーボン百三十四 と	
て可燃性ガス の容器であっ が料容器以外		の充塡したも	て可燃性ガス の容器であっ	のが使ガカ容   るるじを油構り属; で用ストで   とにうスのけと; きすこトで	容器が部品又スを充塡した
高温に注意			火気と高温に注意	火気と高温に注意	
一 高温にすると破裂の危険があるため、直射意を守ること。 意を守ること。	高圧ガス:使用するガスの種類 日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四 大度以上となる所に置かないこと。 四、火の中に入れないこと。		一 炎や火気の近くで使用しないこと。	王 十日 た圧  圧	五 ガスを再充塡しないこと。  四 使い切って捨てること。

						造のもの	出する構	射剤が噴	使用中噴	の構造器	エアゾー
火炎長試験による	除く。)	用しているものを	定不活性ガスを使	用しないもの(特	て可燃性ガスを使	かつ、噴射剤とし	いものであって、	火炎が認められな	火炎長試験による	エアソールの種類	
高温に注意									高温に注意	甲	
高圧ガスを使用しており危険なため、	高圧ガス:使用するガスの種類	三 使い切って捨てること。	二 火の中に入れないこと。	に置かないこと。	近くなど温度が四十度以上となる所	め、直射日光の当たる所や火気等の	高温にすると破裂の危険があるた	下記の注意を守ること。	高圧ガスを使用しており危険なため、	Z	表示すべき事項

IJ

		(略)	備考
圧			
「垣」が切って舎てること。「四」火の中に入れないこと。「			
十度以上となる所に置かないこと。			
日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四			
三 高温にすると破裂の危険があるため、直射			
いっと。		<b>ν</b> <sub>2</sub>	たもの
二  火気を使用している室内で大量に使用しな		ガスを充塡し	ガスた
一 炎や火気の近くでは注意して使用すること。		て特定不活性	て特定
意を守ること。		の容器であっ	の容品
高圧ガスを使用しており危険なため、下記の注	高温に注意	燃料容器以外	燃料容
 高圧ガス:使用するガスの種類			
三 使い切って捨てること。		たもの	塡したもの
二 火の中に入れないこと。		を除く。) を充	を除く
十度以上となる所に置かないこと。		定不活性ガス	定不活
   日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四		以外のガス(特	以外の

ヌ・ル (略)

	所のだ			<b>適射 ある 注</b>	<u>й</u>
備考(略)	の 構出射使 造なが噴 もい噴				
	(銓)		使用しているもの火炎が認められる人の火炎が認められるして可燃性ガスをして可燃性がスを	O	を使用しているもで特定不活性ガスで特定不活性ガスで動剤としいるのであって、
	(略)		に注意 注意 高温		
	(銓)	高圧ガス:使用するガスの種類 の当たる所や火気等の 近くなど温度が四十度以上となる所 に置かないこと。 四、火の中に入れないこと。	使 点比	三 高温にすると破裂の危険があるため、直射日光の当たる所や火気等のが、直射日光の当たる所や火気等の近くなど温度が四十度以上となる所に置かないこと。 ロ 火の中に入れないこと。 ロ 大の中に入れないこと。 ロ 大の中に入れないこと。	「

#### (九六八頁 改正)

- 第四条の二 令第二条第三項第九号の経済産業大臣が定めるものは、次の 各号に掲げるものとする。
- 該当するもの。 分析機器内における高圧ガスであって、次のイ及び口のいずれにも
- 内容積が百ミリリットル以下であること。
- 当するもの。 る。)内における高圧ガスであって、次のイからハまでのいずれにも該 エアバッグガス発生器(内容積が百ミリリットルを超えるものに限 使用時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。
- する高圧ガスであって毒性ガス以外のものが封入してあること。 号。以下「製造細目告示」という。)第十二条の十六第一号イに適合 基準の細目を定める告示(昭和五十年通商産業省告示第二百九十一 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術
- 作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。
- る容器の規格に適用するものであること。 法第四十四条第四項の容器検査又はこれと同等以上の検査におけ
- 号イに適合する高圧ガスであって毒性ガス以外のものが封入してある る。) 内における高圧ガスであって、製造細目告示第十二条の十六第一 エアバッグガス発生器(内容積が百ミリリットル以下のものに限
- る高圧ガスであって、次のイ及び口のいずれにも該当するもの。 第一項に規定する準空気銃 (以下単に「準空気銃」という。) 内におけ に規定する空気銃(以下単に「空気銃」という。)又は第二十一条の三 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第二条第一項

- 内容積が五百ミリリットル以下であること。
- 充塡されるガスが不活性ガス又は空気であること。
- のイ及び口のいずれにも該当するもの。 消火活動のため使用される放水銃内における高圧ガスであって、
- 内容積が五百ミリリットル以下であること。
- 充塡されるガスが不活性ガス又は空気であること。
- 六 前二号に規定する空気銃、準空気銃又は放水銃へ高圧ガスを充塡す も該当するもの。 るための設備内における高圧ガスであって、次のイ及び口のいずれに
- 内容積が五百ミリリットル以下であること。
- 充塡するガスが不活性ガス又は空気であること。
- に限る。) であること。 って、充塡するガスが二酸化炭素又はフルオロカーボン(不活性ガス 冷凍設備へ高圧ガスを充塡するための設備内における高圧ガスであ

# (九六九頁) 改正文の次に追加

- 附 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の\*則[平成二八年十一月一日告示第二六九号] 細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正す
- この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三 らず、この告示の施行の日から一年六月間は、なお従前の例によることができ 改正後の高圧ガス保安法施行令関係告示第四条第三号チ及びリの規定にかかわ 号チ表又はリ表に規定する表示すべき事項が表示されている容器については、

※高圧ガス保安法施行令関係告示中「充てん」を「充填」に改め
ん」を「充填」
「充填」
に砂
s める。

る。

# 準の細目を定める告示びに製造の方法等に関する技術基製造施設の位置、構造及び設備並

#### (九七六頁 改正)

(その他のガス貯蔵設備等から除外される設備)

# 第一条の九(略)

(略)

#### 三・四 (略)

#### (九七七頁) 改正)

(定置式製造設備において経済産業大臣が認める措置)

四号ただし書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を有するものと認規定にかかわらず、同項柱書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を規定にかかわらず、同項柱書に規定する経済産業大臣が同等の安全性を設備」という。) において、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第三号の設備(以下本条において「製造

める措置は、次の各号のいずれにも該当することとする。

るとともに、特定不活性ガスを製造するときは、十分に換気すること。るとともに、特定不活性ガスを製造するときは、十分に換気すること。

二(略

三 製造設備からのガスの漏えいを検知し、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の十二・五パーセント以上に達した場合に当該製造設備の運転を自動的に停止するたと。また、当該ガスの濃度が爆発限界の下限の二十五パーセント以上に達した場合に警報するための設備が危険な状態になるおそれがある場合に止することより当該製造設備が危険な状態になるおそれがある場合に上することより当該製造設備が危険な状態になるおそれがある場合に対し、当該ガスの濃度が爆発限界と

# 経済産業大臣が定める毒性ガス)

#### (九八四頁 改正

(噴射剤を可燃性ガス以外のガスとする必要のない人体用エアゾール)

#### 第十一条 (略)

| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

生労働大臣の承認を得た医薬品又は医薬部外品 する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第十四条の規定により厚

第十一条の二 一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号ロ及びコンビナ (人体用エアゾールの噴射剤として使用することができる可燃性ガス) ―ト等保安規則第五条第二項第四号ロの経済産業大臣が定める可燃性ガ

~三 (略)

スは、次の各号に掲げるものとする。

フルオロオレフィン千二百三十四ze及びフルオロオレフィン千二

前三号に掲げるガス相互の混合物

百三十四zeと可燃性ガス以外のガスの混合物

(九九二頁 改正)

(二重管とする必要のある導管)

第十二条の十 コンビナート等保安規則第十条第二十四号後段の経済産業 る部分であつて、高圧ガスの種類に応じて、周囲の状況が次の表に掲げ 大臣が定める導管を二重管としなければならない箇所は、高圧ガスが通

(略)

る場合とする。

(九九五頁 改正)

(経済産業大臣が定めるガス)

第十二条の十七 一般高圧ガス保安規則第四十六条第二項第一号イの経済

性ガス以外のものとする。 産業大臣が定めるものは、前条第一号イに適合する高圧ガスであつて毒

(保安検査を受ける必要のない製造施設)

第十三条

2 (略)

(略)

一 当該製造施設における製造設備の高圧ガス設備の外面から当該施設 素が通る部分に限る。)に対し十メートル以上の距離を有すること。 に限る。)に対し五メートル以上、酸素の製造施設の高圧ガス設備(酸 以外の可燃性ガスの製造施設の高圧ガス設備(可燃性ガスが通る部分

(九九六頁 改正)

(燃焼性の基準を満たすフルオロカーボン)

第十五条 一般高圧ガス保安規則第百一条第二号に規定する燃焼性の基準 を満たすフルオロカーボンは、次のとおりとする。

- フルオロオレフィン千二百三十四yf
- 二 フルオロオレフィン千二百三十四2e

# (九九九頁) 改正文の次に追加)

附

細目を定める告示及び高圧ガス保安法施行令関係告示の一部を改正す

1 (略) この省令は、公布の日から施行する。

2

※製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準 の細目を定める告示中「充てん」を「充填」に改める。

とない部分があるのでご注意ください。 業省に確認のうえ行っている部分があります。そのため、原文と整合業者に確認のうえ行っている部分があります。そのため、原文と整合とない。